

令和3年9月29日

福岡地方最低賃金審議会  
会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会  
福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、  
鋼材製造業最低賃金専門部会  
部会長 丸谷 浩介

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に  
関する報告書

当専門部会は、令和3年8月17日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間980円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月10日

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	○ <sup>の</sup> 野田 <sup>さよこ</sup> 小夜子	社会保険労務士
	<sup>はら</sup> 原 <sup>しづこ</sup> 志津子	弁護士
	◎ <sup>まるたに</sup> 丸谷 <sup>こうすけ</sup> 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	<sup>いしばし</sup> 石橋 <sup>こういち</sup> 浩一	日本製鉄八幡労働組合 執行委員
	<sup>のなか</sup> 野中 <sup>あつし</sup> 篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長
	<sup>みしま</sup> 三島 <sup>しんいち</sup> 慎一	アステック入江労働組合 組合長
使用者代表委員	<sup>さかもと</sup> 坂本 <sup>なおき</sup> 直記	吉川工業株式会社 人事室長
	<sup>なかむら</sup> 中村 <sup>としたか</sup> 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	<sup>むた</sup> 牟田 <sup>みちひこ</sup> 惣彦	三島光産株式会社 総務部総務グループリーダー

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である

福岡最賃審第482号

令和3年9月29日

福岡労働局長

藤枝 茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 平 木 真 朗

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月17日付け福岡労発基0817第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間980円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月10日